

○東北大学大学院国際文化研究科同窓会会則

制定 平成14年11月29日

改正 平成31年 3月27日

(名称)

第1条 本会は、東北大学大学院国際文化研究科（以下「国際文化研究科」という。）同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、国際文化研究科の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿及び会報の発行
- (2) 講演会・シンポジウム・談話会等の開催
- (3) その他、必要と認められる事業

(事務局)

第4条 本会の事務局は東北大学大学院国際文化研究科内に置く。

(会員)

第5条 本会の会員は、正会員、学生会員及び特別会員とする。

2 正会員は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国際文化研究科前期課程修了者
- (2) 国際文化研究科後期課程修了者
- (3) 前号に準ずる者

3 学生会員は、国際文化研究科に大学院生として在籍している者とする。なお、修了したときは正会員となるものとする。

4 特別会員は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国際文化研究科の専任教員及び元教員
- (2) 前項以外の者で、理事会の推薦により総会の承認を得た者

(役員及びその任務)

第6条 本会に、会長1名、副会長2名、理事若干名及び監事2名を置く。

2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

4 理事は、理事会に属する事項を処理し、会員の代表として本会の運営にあたる。

5 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の選出)

第7条 会長は、東北大学大学院国際文化研究科長に委嘱する。

2 副会長は、正会員のうちから、会長が委嘱する。

3 理事は、会員のうちから、会長が委嘱する。

4 監事は、会員のうちから、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第8条 副会長、理事及び監事の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了したときであっても、後任者が選任されるまでの間はその任務に留まるものとする。

(総会)

第9条 通常総会は、毎年一回、会長が召集し、本会の運営に関する重要事項を審議する。

2 会長または理事会が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。

3 総会の議決は、出席者の過半数をもって決める。

(理事会)

第10条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会務の執行に関する必要事項を審議する。

(運営経費)

第11条 本会の運営経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 特別な行事を開催するとき、又は臨時に費用を必要とするときは、その都度理事会の議を経て臨時会費を徴収すること

ができる。

(入会金及び会費)

第12条 学生会員は、入学時及び進学時に入会金及び会費を次のとおり納入するものとする。

- 2 入会金は2,000円とし、初めて学生会員となったとき1回に限り納入する。
- 3 会費は、次のとおりとする。
 - (1) 国際文化研究科前期課程の学生 2,000円
 - (2) 国際文化研究科後期課程の学生 3,000円

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(支部)

第14条 会員が必要と認めたときは、支部を設けることができる。

- 2 支部に関する規約等は、当該支部で定め、速やかに理事会に届け出るものとする。

(会則の改正)

第15条 この会則の改正については、当分の間、理事会の承認を得て施行できるものとする。

- 2 前項の場合にあつては、改正後最初に開催される総会に報告し、承認を得なければならない。

(雑則)

第16条 この会則に定めるものの他、同窓会の運営に必要な事項は、理事会において定めることができる。

(付則)

1 本会則は平成14年11月29日より施行する。

2 平成14年度以前に入学または進学した学生会員の入会金は免除するものとし、残りの修学年数1年あたり2,000円の割で計算した額の会費を納めるものとする。

(付則)

- 1 本会則は平成31年4月1日より施行する。